

ふくしま男女共同参画プランの推進状況に関する意見等
(令和6年度事業概要に関するもの)

資料6

No.	該当箇所			提案委員	意見等内容	担当 各課(室)	担当課室回答
	資料No.	ページ	指標No. 又は表中 番号等				
1	4	44	V1(1)	佐藤暁美 委員	<p>今年4月に新たな「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行し、福島県でも法律に基づいて「困難な問題を抱える女性を支援する基本計画」が策定されました。そのため、困難な問題を抱える女性たちへ届く啓発やその女性たちを支援する環境を整えていくためにも、普及啓発及び支援者の研修等が必要になってくると思われます。男女共生センター普及啓発及び研修事業の中にそれらの内容を加えていくことが必要なのではないか。また、市の基本計画は努力義務であるが、県としては市町村へ基本計画策定に向けての働きかけがなされてもいいのではないかと。これまでもプラン策定やDV基本計画、配暴センター設置への働きかけが行われていても、いまだに県内の策定率は100%に達することはない。新法が策定された今年からは是非、実施してほしいと思いますので、男女共生センターの事業として掲載していただきたいと思います。また、研修事業⑥の市町村男女共同参画担当者研修の内容にも入れていただきたい内容です。</p>	男女共生課 児童家庭課	<p>【男女共生課】 男女共生センターでは、普及啓発事業として、「男女間における暴力の防止と被害者支援事業」を実施しております。 また、困難な問題を抱える女性に対する支援者への研修につきましては、市町村の男女共同参画担当課がDVに関する業務を担当しているわけではないため、担当者研修の内容にどのように反映させるか、今後検討してまいります。</p> <p>【児童家庭課】 困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画に基づいた市町村の支援体制構築のため、県においては、9月に市町村会議を開催し、市町村の基本計画策定に向けて説明を行い、策定を支援してまいります。</p>
2	4	45	⑥	佐藤暁美 委員	<p>⑥の具体的施策の事業内容の中で、積極的に事件化を図り、被害者を検挙するとだけありますが、その後「検挙すると共に被害、事件を未然に防ぐための相談を受ける等、迅速丁寧な対応に努める」等の内容が必要なのではないか。警察署の職務としても事件を未然に防ぐことは重要な事であり、加害者、被害者を作らないためにも取り締まりの強化だけではないと思いますので、これからの事業内容のためにも文言が不足している様に感じます。</p>	少年女性安全対策課	<p>御意見を受け、「DV、ストーカーなどの事案に対し、積極的に事件化を図り、再被害の防止のため、被害者へ継続的に連絡し、被害者の意向には丁寧に対応する」に訂正するとともに、引き続き、44ページ①、47ページ①、②に記載する事業を実施し、被害の未然防止に努めます。 また、48ページ③の事業についても、関係所属と連携した対応を図ってまいります。</p>

ふくしま男女共同参画プランの推進状況に関する意見等
(令和6年度事業概要に関するもの)

資料6

No.	該当箇所			提案委員	意見等内容	担当各課(室)	担当課室回答
	資料No.	ページ	指標No. 又は表中番号等				
3	4	47	②別紙1(6)	佐藤暁美委員	性暴力等被害者に対する支援として、緊急的な対応が必要であると共に心身回復のためには継続的な支援も必要とされる。しかし、被害にあった時にすぐに相談できる方ばかりではなく、何年も経過してやっと被害があったことを話せる方もいる。そのような被害者に対しても、継続的な支援が必要とされる。まして、加害者が親族であったり、実父だったりすることもあり、継続的な相談も出来ずにいるのが現状であると思われる。そのような被害者のために長期にわたる支援が必要な場合もあり、相談支援体制の中に中長期にわたる継続的な支援体制も必要とされるのではないか。	男女共生課	性暴力等被害者に対する支援として、電話や面接による相談支援を始め、警察や裁判所への付き添い支援や、産婦人科や精神科の医療費の助成などを行っているところです。 委員御指摘のとおり、性暴力等被害者については、継続的な支援が必要であり、必要に応じて関係機関への紹介なども行いながら支援してまいります。
4	4	48	④	佐藤暁美委員	DVセンター設置促進のための市町村への支援を行うとの内容ですが、今年4月「DV防止法」も改正され、その内容等は相談窓口となる市町村職員に対しても基礎知識として、また初期対応等の研修として実施することが必須なのではないか。昨年度は実施できなかったとの事であるが、その原因は何か伺いたい。いわき市でもまだ設置されていないため、市の担当部署との懇談会時に設置に向けての話し合いをしてきているが、なかなか設置できないでいる。そのような市町村に対し、その必要性や被害者支援において迅速な対応が可能となる配暴センターの設置の必要性をぜひ県から働きかけていただきたい。また、女性相談支援員も配置されていない市もあり、13市には相談窓口となる女性相談支援員の配置も併せて働きかけていただきたい。(福島県の女性相談支援員の配置率は38.5%である。R5.4月現在 全国平均は51.2%) 目標達成は何時になったら達成されるのか、やはり継続的になおかつ具体的なメリットを提示して働きかけをすることでその必要性を感じてもらえるのではないか。	児童家庭課	昨年度の市町村DV被害者支援担当者研修会については、困難な問題を抱える女性に関する法律に係る事務等により事務量が激増し、業務都合により実施できませんでした。今年度は実施を予定しています。 なお、市町村関係課へは、DVに関する基礎知識や初期対応を記したマニュアルを配布しており、マニュアルに基づいた対応をお願いしております。 また、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置について、今後も継続して設置をお願いしていくとともに、市の女性相談支援員の配置についても、DV被害者及び困難を抱える女性にとっての最も身近な窓口として支援を行えるよう、体制整備と共にお願ひしてまいります。

ふくしま男女共同参画プランの推進状況に関する意見等
(令和6年度事業概要に関するもの)

資料6

No.	該当箇所			提案委員	意見等内容	担当 各課(室)	担当課室回答
	資料No.	ページ	指標No. 又は表中 番号等				
5	4	50	⑧	佐藤暁美 委員	DVや性被害等暴力被害を生まないため社会づくりには幼少時からの年齢に応じた教育が必要とされるのではないかと。今年4月に施行されている「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の中にも第16条に教育に必要性もうたわれており、県の基本計画の中にも「女性の人権尊重や男女平等意識の醸成を図るための教育・啓発」の施策の方向に児童の発達段階に応じ、命の大切さや体のしくみ等、生命・人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性について教育の推進を図るとあります。そのような状況の中、また、昨年度の教育相談推進事業での相談件数が1,296件もあり、担当課は事業実施の必要性を感じていないのでしょうか。別な事業でその内容を実施しているということであれば、具体的に教えていただきたい。教育庁のお考えを伺いたい。	教育庁(義務教育課、高校教育課、健康教育課)	男女の相互理解と協力の重要性等について、小中学校では、「道德教育総合支援事業」において県内5地区で推進校を指定し、多様性を尊重し温かな人間関係を築く「家庭や地域社会等との連携を図った道德教育」など、児童生徒と地域の実態を踏まえた道德教育を推進しております。 また、高等学校においては、高等学校家庭科必修科目「家庭基礎」「家庭総合」の授業の「青年期の自立と家族・家庭(及び社会)」という単元において、男女共同参画社会を推進し、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考える学習に取り組んでおります。 さらに、養護教諭を対象とした健康教育推進者研修会において「性に関する指導の手引」の活用について研修するとともに、手引を活用した授業研究を公開し、広く活用を進めています。
6	4	53	⑪	佐藤暁美 委員	今年度は「困難や不安を抱える女性のつながりサポート事業」として実施されているようですが、その広報は県のホームページのみなのでしょうか？ 実施している市でもその広報を担当していただく等の市への働きかけも必要なのではないのでしょうか？ 実施している団体とその団体と関わっている方々だけではせっかくの事業の広がりが無いように思われます。市の広報等で取り上げてもらうなど、多くの人々の目に留まるようにしなければ、なかなか困難な問題を抱える女性達にも届かないのではと思います。	男女共生課	福島県ホームページ及び男女共生センター、各支援団体が広報を実施しております。 いただいた御意見を踏まえ、県内市町村と連携し、広報に努めてまいります。